

# 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお知らせ

## 【FATCAの概要】

FATCAは、**米国人等**(※)や米国法人等による租税回避を防止するために作られ、米国以外の国の金融機関に対して、米国人等に該当するお客様の口座情報を米国内国歳入庁(IRS)に報告することを求めている法律であり、日本の金融庁及び国税庁も、日本の金融機関に対して、FATCAを順守することを要請しております。

※**米国人等**⇒米国居住者・米国市民権保有者・米国永住権保有者

(米国人等に該当しない個人を、**米国人以外**と定義します。)

## 【FATCAに係る米国居住者に関する詳細説明】

米国に納税義務がある米国居住者に該当するかどうかは、実質的な米国の「**滞在日数の計算**」に基づいて判定されますので、下記を参考に該当するか否かを判断し、同封の「FATCA申告書」のご提出をお願いいたします。

### (滞在日数の計算)

実際にアメリカに滞在する日数に関して、下記の①と②の両方に該当する場合、その年の滞在の初日から居住者として取り扱われます。

①暦年中の滞在日数が累計で31日以上であること

②下記の合計日数が183日以上であること

暦年中の滞在日数 + (前暦年中の滞在日数の1/3) + (前々暦年中の滞在日数の1/6)

※暦年⇒「1月1日から12月31日まで」を指します。

### (★例外)

下記のビザでの滞在は、①及び②の滞在日数から除外されます。

ビザ(査証)種類	除外内容
Aビザ(外交官)	非居住者(年数制限なし)
Gビザ(国際機関職員)	非居住者(年数制限なし)
Fビザ(学生)	(学生の場合)
Jビザ(交流訪問者)	入国から5年間は非居住者、5年経過後には上記滞在日数の計算により判定されます。
Mビザ(専門学校学生)	(教授および研究者)
Qビザ(交換訪問者)	入国から2年間は非居住者、2年経過後には上記滞在日数の計算により判定されます。